

公立大学法人福知山公立大学除籍に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福知山公立大学学則(以下「学則」という)第46条の規定に基づき、除籍の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(除籍の定義及び効果)

第2条 この規程にいう「除籍」とは、学則第46条に規定する除籍を指し、公立大学法人福知山公立大学(以下「本学」という)の学籍からその者の籍を除き、大学の学生としての身分を取り去ることをいう。

(在学年限と除籍)

第3条 学生が在学年限を超えたときは、在学年限を超えた日をもって除籍とする。

(授業料等の未納に伴う除籍)

第4条 本学に在学する者が、公立大学法人福知山公立大学授業料等に関する規程(以下「授業料等に関する規程」という)第9条に規定する督促によるも、なお授業料等を完納しない場合は除籍とする。

2 除籍日については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 授業料等延納許可を受けていない者

前学期 6月30日

後学期 12月31日

(2) 授業料等延納許可を受けた者

前学期 7月31日

後学期 1月31日

(入学手続きを終えて入学意思のない者)

第5条 学則第46条第1項第5号に規定する除籍日は4月1日とする。

2 前項の除籍をする時は、除籍をする者から本学に入学する意思がないことを記した文書の提出を受けることとする。

(除籍予告通知)

第6条 授業料等に関する規程第9条第2項第2号又は第9条第3項第2号に規定する督促をもって、除籍の手続を行う旨の予告通知とする。

(除籍の報告)

第7条 学則第46条に該当する事由が発生した場合は、速やかに教授会に当該学生の除籍について諮り、その結果を学長に報告する。

(除籍の決定)

第8条 学長は、前条の報告を受けたときは、除籍を決定し、学生及び学生の保証人に対し、除籍の通知をするものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、除籍の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年3月22日から施行する。